

○静岡県警察職員の旅費支給に関する訓令

(昭和 33 年 3 月 29 日静岡県警察本部訓令第 5 号)

(目的)

第 1 条 この訓令は、静岡県警察職員（以下「職員」という。）が警察用務のため旅行する場合に県費をもって支弁される旅費について、静岡県職員の旅費に関する条例（昭和 31 年静岡県条例第 48 号。以下「条例」という。）及び静岡県職員の旅費に関する規則（昭和 31 年人事委員会規則 7－20。以下「規則」という。）に定めるもののほか、警察活動の特殊性に適合させるため、条例第 2 条第 2 項及び第 39 条第 3 項の規定に基づき、その支給基準を定めることを目的とする。

(職務の級)

第 2 条 職員の給与に関する条例（昭和 28 年静岡県条例第 31 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する行政職給料表の職務の級に相当する警察官の職務の級は、別表第 1 に定めるところによる。

(旅行命令権者)

第 3 条 本部長は、条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発する権限を、別表第 2 に定めるところに従い委任するものとする。

(代理旅行命令権者)

第 3 条の 2 別表第 2 の 2 の左欄に掲げる旅行命令権者が不在の場合においては、それぞれ同表の中欄に掲げる代理旅行命令権者が旅行命令に係る職務を代理するものとする。

2 前項に規定する場合において、代理旅行命令権者も不在のときは、それぞれ別表第 2 の 2 の右欄に掲げる者が旅行命令に係る職務を代理するものとする。

(隣接する県外市町村への旅行の旅費)

第 4 条 別表第 3 左欄の地域から出発し、用務先のすべてが同表右欄の地域にある旅行の旅費額は、1 日につき 200 円とする。

(全行程公用車使用の県内旅行の旅費)

第 5 条 全行程を公用車を使用する県内旅行（前条に定める場合を含む。）で職員が通信連絡に係る経費を必要としない場合には、旅行諸費は支給しないものとする。

(徹宵勤務を伴う旅行の旅費)

第 6 条 職員が旅行中に固定宿泊施設に宿泊せず翌日にわたり引き続き 5 時間以上犯罪捜査、取締り、移動警察用務等の職務執行のため夜間従事する場合には、静岡県職員の旅費に関する条例等の運用方針（昭和 31 年 8 月 1 日付け静人委第 225 号）第 39 条関係第 1 項第 8 号に規定する一夜当たりの実費額に相当する額として、朝夕 2 食分の食事料とは別に 1,900 円を支給する。

(長期研修等受講旅行の旅費)

第7条 職員が、1回の旅行日数が引き続き県内にあっては3日以上、県外にあっては5日以上研修、講習、訓練等を受けるため旅行する場合の旅費については、長期研修等受講者の旅費支給基準（平成17年1月21日付け人委給第1006号。以下「研修基準」という。）を準用するものとする。この場合において、研修基準3(1)中「職員の給与に関する条例第11条」とあるのは、「静岡県地方警察職員の給与に関する条例第11条の2から第11条の5まで」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則(昭和34年10月20日県本部訓令第6号)

この訓令は、昭和34年11月1日から施行する。

附 則(昭和37年3月27日県本部訓令第6号)

- 1 この訓令は、昭和37年4月1日から施行する。
- 2 改正後の静岡県警察職員の旅費支給規程の規定は、この訓令の施行日以後の出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和37年4月1日県本部訓令第7号)

この訓令は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(昭和37年10月23日県本部訓令第11号)

この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則(昭和38年4月19日県本部訓令第4号)

この訓令は、昭和38年4月19日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則(昭和40年3月25日県本部訓令第3号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和40年3月23日から施行する。
- (経過規定)
- 2 改正後の静岡県警察職員の旅費支給規程は、この訓令の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和41年7月19日県本部訓令第10号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和41年7月19日から施行する。

(経過規定)

- 2 改正後の静岡県警察職員の旅費支給規程の規定は、昭和 41 年 4 月 1 日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和 42 年 4 月 1 日県本部訓令第 6 号)

この訓令は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 44 年 5 月 12 日県本部訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 44 年 5 月 10 日から施行する。

附 則(昭和 45 年 4 月 9 日県本部訓令第 4 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和 45 年 4 月 17 日から施行する。

(経過規定)

- 2 改正後の静岡県警察職員の旅費支給規程は、この訓令の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和 48 年 10 月 16 日県本部訓令第 19 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和 48 年 10 月 8 日から施行する。

(経過規定)

- 2 改正後の静岡県警察職員の旅費支給規程は、昭和 48 年 4 月 1 日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち、同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち、同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和 51 年 4 月 1 日県本部訓令第 3 号)

この訓令は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 11 月 1 日県本部訓令第 23 号)

この訓令は、昭和 54 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 4 月 1 日県本部訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 31 日県本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年7月19日県本部訓令第20号)

この訓令は、平成2年7月19日から施行し、同年7月16日から適用する。

附 則(平成4年4月27日県本部訓令第15号)

- 1 この訓令は、平成4年6月1日から施行する。
- 2 改正後の静岡県警察職員の旅費支給に係る規定は、平成4年6月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち、同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち、同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成5年4月27日県本部訓令第20号)

この訓令は、平成5年5月1日から施行する。

附 則(平成6年8月19日県本部訓令第22号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成6年7月25日から適用する。

附 則(平成15年4月7日県本部訓令第13号)

この訓令は、平成15年4月7日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成17年2月28日県本部訓令第2号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月5日県本部訓令第15号)

この訓令は、平成17年4月5日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成17年5月30日県本部訓令第19号)

この訓令は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(平成17年10月6日県本部訓令第23号)

この訓令は、平成17年10月6日から施行し、平成17年10月1日から適用する。
ただし、別表第3水窪警察署の項の改正規定中「、愛知県北設楽郡富山村」を削る部分は、平成17年11月27日から施行する。

附 則(平成18年2月23日県本部訓令第4号)

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 11 日県本部訓令第 19 号)
この訓令は、平成 18 年 4 月 11 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 3 月 19 日県本部訓令第 11 号)
この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 14 日県本部訓令第 21 号)
この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 23 日県本部訓令第 12 号)
この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 17 日県本部訓令第 3 号)
この訓令は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 14 日県本部訓令第 11 号)
この訓令は、平成 23 年 3 月 17 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日県本部訓令第 16 号)
この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 26 日県本部訓令第 4 号)
この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日県本部訓令第 12 号)
この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日県本部訓令第 8 号)
この訓令は、令和 2 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 27 日県本部訓令第 12 号)
この訓令は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

行政職給料表の各級に相当する職務の級

行政職給料表	公安職給料表
--------	--------

	9 級	10 級
	8 級	9 級
	7 級	8 級
	6 級	7 級
	5 級	6 級
4 級	人事委員会規則で定める者を除く。	5 級
	人事委員会規則で定める者に限る。	
	3 級	4 級
	2 級	3 級
	1 級	1 級及び 2 級

備考 人事委員会の承認を得て職務の級の決定の特例を受けている者については、当該特例の適用がないものとした場合の職務の級による。

別表第 2（第 3 条関係）

旅行命令の権限を委任する職員	旅行者
部長	部長
市警察部長	市警察部長
サイバー対策本部長	サイバー対策本部長
参事官	参事官
局長	局長
校長	校長
課長等	課長等
署長	署長
副校長	副校長以下の職員及び学生
次席等（副校長、副署長及び次長を除く。）	次席等（副校長、副署長及び次長を除く。）以下の職員
副署長（副署長を置かない署にあっては、次長）	副署長（副署長を置かない署にあっては、次長）以下の職員

備考 職名等の呼称については、用語の定義に関する訓令（平成 2 年県本部訓令第 6 号）による。

別表第 2 の 2（第 3 条の 2 関係）

旅行命令権者	代理旅行命令権者	旅行命令権者及び代理旅行命令権者がともに不在の場合の代理者
副校長	校長	管理官
次席等（副校長、副署長及び次長を除く。）	課長等	補佐等（学校の課長を除く。）
副署長（副署長を置かない署	署長	会計課長

にあつては、次長)		
-----------	--	--

備考 職名等の呼称については、用語の定義に関する訓令による。

別表第 3 (第 4 条関係)

出発地	用務先
三島警察署の 管轄区域	神奈川県足柄下郡湯河原町、神奈川県足柄下郡箱根町
熱海警察署の 管轄区域	神奈川県足柄下郡湯河原町
裾野警察署の 管轄区域	神奈川県足柄下郡箱根町
御殿場警察署 の管轄区域	神奈川県南足柄市、神奈川県足柄上郡山北町、神奈川県足柄下郡箱根町、山梨県南都留郡山中湖村、山梨県富士吉田市
富士宮警察署 の管轄区域	山梨県南都留郡鳴沢村、山梨県南都留郡富士河口湖町、山梨県南巨摩郡身延町、山梨県南巨摩郡南部町
清水警察署の 管轄区域	山梨県南巨摩郡南部町
天竜警察署の 管轄区域	長野県飯田市、長野県下伊那郡天龍村、愛知県北設楽郡豊根村、愛知県北設楽郡東栄町、愛知県新城市
細江警察署の 管轄区域	愛知県新城市、愛知県豊橋市
湖西警察署の 管轄区域	愛知県豊橋市